

家庭ごみ有料化制度

（見直し素案）

令和 8 年 9 月

大分市

～ 目 次 ～

1. 大分市の家庭ごみ有料化について……………	1
1-1. 家庭ごみ有料化とは	
1-2. 家庭ごみ有料化の目的	
1-3. 家庭ごみ有料化の効果について	
2. 家庭ごみ有料化制度の検証について（令和8年度）……………	3
2-1. 家庭ごみ有料化制度の継続の要否について	
2-2. 制度の各項目について	
3. 家庭ごみ有料化制度について（令和9年度以降）……………	5

1. 大分市の家庭ごみ有料化について

1-1. 家庭ごみ有料化とは

家庭から有料化の対象となるごみを出す際に、市が指定する有料のごみ袋を使用することにより、ごみを出す量に応じてその処理費用の一部を市民の皆様に負担していただく仕組みです。

大分市では、平成 26 年（2014 年）11 月より、家庭ごみ有料化制度を実施しています。

1-2. 家庭ごみ有料化の目的

家庭ごみの減量とリサイクルの推進

ごみを出すことにより費用の負担が生じるため、ごみを減らすことによる経済的なメリットを実感しやすくなり、ごみ減量・リサイクルに取り組もうとする意欲が高まることが期待できます。

また、「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の中に含まれているリサイクルできる紙類などの「資源物」が正しく分別され、「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の排出量は減少します。

さらに、ごみの処理量が減少することにより、収集部門においては、経費の削減が期待でき、処分部門においては、消耗品費、燃料費、水道料、飛灰処理や清掃工場の運転管理委託に要する経費の縮減や、焼却後に発生する焼却灰等の排出量を削減でき、最終処分場の延命化に寄与します。

併せて、家庭ごみ有料化によって得られた手数料収入を有効に活用することにより、現行施策の拡充や、ごみ処理施設の整備等も可能となり、持続性のあるごみ減量・リサイクル推進施策が展開できます。

ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保

ごみの排出量に応じた費用の負担が生じることにより、ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組んだ場合と取り組まなかった場合とで経済的な負担に差が生じ、費用負担の公平性が確保されます。

1-3. 家庭ごみ有料化の効果について

・家庭ごみ排出量の推移

家庭ごみ有料化制度導入後の「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の合計排出量は、有料化制度導入前の平成 25 年度の排出量を下回る水準で推移しています。

令和 7 年度の「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の合計排出量は 86,367 トンであり、平成 25 年度の 95,628 トンから 9.7%減少しています。また、資源物を含めた排出量は 12.8%減少しています。（次ページの図－1、表－1 を参照）

図-1 家庭ごみ排出量の推移（燃やせるごみ・燃やせないごみ）

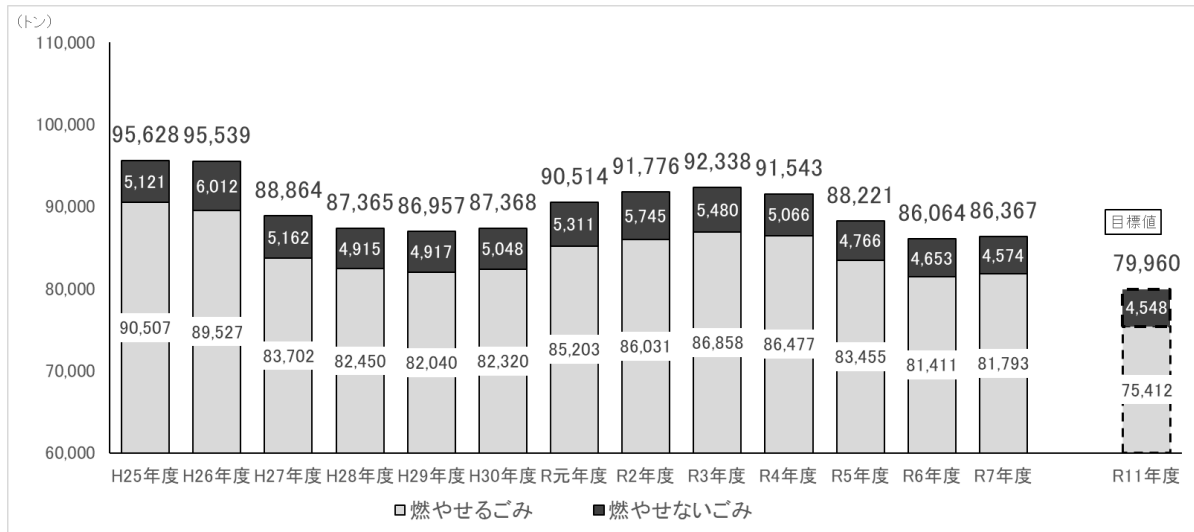


表-1 家庭ごみ排出量の増減（平成25年度との比較）

		平成25年度 (導入前年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
燃やせるごみ	排出量 (t)	90,507	89,527	83,702	82,450	82,040	82,320	85,203	86,031	86,858	86,477	83,455	81,411	81,793
	増減量 (t)	-	-980	-6,805	-8,057	-8,467	-8,187	-5,304	-4,476	-3,649	-4,030	-7,052	-9,096	-8,714
	増減率 (%)	-	-1.1%	-7.5%	-8.9%	-9.4%	-9.0%	-5.9%	-4.9%	-4.0%	-4.5%	-7.8%	-10.1%	-9.6%
燃やせないごみ	排出量 (t)	5,121	6,012	5,162	4,915	4,917	5,048	5,311	5,745	5,480	5,066	4,766	4,653	4,574
	増減量 (t)	-	891	41	-206	-204	-73	190	624	359	-55	-355	-468	-547
	増減率 (%)	-	17.4%	0.8%	-4.0%	-4.0%	-1.4%	3.7%	12.2%	7.0%	-1.1%	-6.9%	-9.1%	-10.7%
小計	排出量 (t)	95,628	95,539	88,864	87,365	86,957	87,368	90,514	91,776	92,338	91,543	88,221	86,064	86,367
	増減量 (t)	-	-89	-6,764	-8,263	-8,671	-8,260	-5,114	-3,852	-3,290	-4,085	-7,407	-9,564	-9,261
	増減率 (%)	-	-0.1%	-7.1%	-8.6%	-9.1%	-8.6%	-5.3%	-4.0%	-3.4%	-4.3%	-7.7%	-10.0%	-9.7%
資源物	排出量 (t)	21,166	21,260	21,886	21,109	20,488	19,670	19,606	19,903	19,867	19,160	17,590	16,455	15,494
	増減量 (t)	-	94	720	-57	-678	-1,496	-1,560	-1,263	-1,299	-2,006	-3,576	-4,711	-5,672
	増減率 (%)	-	0.4%	3.4%	-0.3%	-3.2%	-7.1%	-7.4%	-6.0%	-6.1%	-9.5%	-16.9%	-22.3%	-26.8%
合計	排出量 (t)	116,794	116,799	110,750	108,474	107,445	107,038	110,120	111,679	112,205	110,703	105,811	102,519	101,861
	増減量 (t)	-	5	-6,044	-8,320	-9,349	-9,756	-6,674	-5,115	-4,589	-6,091	-10,983	-14,275	-14,933
	増減率 (%)	-	0.0%	-5.2%	-7.1%	-8.0%	-8.4%	-5.7%	-4.4%	-3.9%	-5.2%	-9.4%	-12.2%	-12.8%

2. 家庭ごみ有料化制度の検証について（令和 8 年度）

家庭ごみ有料化制度については、「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の規定により、施行後 3 年ごとに制度の見直し等について検討のうえ、その結果に基づいて必要な措置を講じています。

制度開始後 4 度目の検証となる令和 8 年度の検証結果は以下のとおりです。

2-1. 家庭ごみ有料化制度の継続の要否について

市民意識調査の結果から、制度の実施について市民の理解を得られていると考えられること、制度の定着が市民のごみ減量・リサイクル推進意識の向上に寄与しており、一定の成果が表れていること、また、排出量に応じた費用を市民が負担することで、ごみ処理にかかる費用負担の公平性を確保できていることから、家庭ごみ有料化制度は継続することとします。

2-2. 制度の各項目について

(1) 対象となるごみ

「資源物」は分別促進のため引き続き対象外とすることが望ましく、現行どおり、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を対象とします。

(2) 指定ごみ袋の種類と手数料額

- ・市民生活への影響を考慮し、ごみ袋の種類、手数料額については当面は現行のままとしませんが、製造コスト低減のため、袋の種類や規格の見直しを含め、必要に応じて検討を行うこととします。
- ・バイオマスプラスチック使用やレジ袋利用については、費用対効果や運用の実効性について調査・研究を進めることとします。
- ・中東情勢等によるコスト上昇が恒常化・長期化する場合は、手数料の見直しを 3 年ごとの検証年に関わらず、状況に応じて対応することとします。

(3) 負担軽減措置

紙おむつやストーマ用具使用者などでごみの減量が困難な方及び生活保護受給世帯に対して経済的負担の軽減措置として一定枚数の指定ごみ袋を配布していますが、対象者や交付枚数は他都市と比較しても充実しているため、現行どおりとします。ただし、関連経費の高騰が続くことが予想されることから、対象者や配布方法を精査し、経費の削減に努めることとします。

(4) 手数料収入とその使途

手数料収入の使途については、現行どおり、家庭ごみ有料化制度の実施に伴う事務費のほか、ごみ減量・リサイクルの推進に関する経費や、廃棄物処理施設整備基金への積み立てに充当することとします。

(ごみ減量・リサイクル推進事業の主なもの)

- ・ごみステーション設置等補助事業 → 現行どおりとします。
- ・クリーン推進員活動関連事業 → 当面は現行どおりだが、在り方を検討します。
- ・ごみ減量・リサイクル啓発事業 → 各種取組の見直し・改善を検討します。
- ・生ごみ減量化促進事業 → 概ね現行どおりだが、生ごみ処理機購入補助金については予算額がなくなるのが早いため、実施手法の改善を検討します。
- ・有価物集団回収運動促進事業 → 現行どおりとします。
- ・高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業 → 現行どおりとします。

(5) 不法投棄・不適正排出・野外焼却の各対策

現行どおりとし、未然防止や適正排出に向けて取り組むこととします。

以上の検証結果に基づいて、令和9年度以降の家庭ごみ有料化制度を実施します。

3. 家庭ごみ有料化制度について（令和9年度以降）

(1) 対象となるごみ

- ・家庭ごみ有料化の対象となるごみは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」です。
 - ・「資源物」、「危険物等」は分別を促進するため対象外とします。
 - ・「剪定枝」、「落ち葉」、「草花」は緑化を推進するため、対象外とします。
 - ・「ボランティアごみ」はボランティア活動を支援するため、対象外とします。
- ※「ボランティアごみ」は、地域美化活動に伴うものでボランティア専用袋を使用したもの、もしくは市に収集を依頼したものとします。

(2) 指定ごみ袋の種類と手数料の額

- ・指定ごみ袋の種類は、大袋（45 リットル相当）、中袋（30 リットル相当）、小袋（20 リットル相当）、特小袋（10 リットル相当）、ミニ袋（5 リットル相当）の5種類とします。
- ・指定ごみ袋の厚さは、大袋、中袋は 0.035mm、小袋、特小袋、ミニ袋は 0.03 mmとします。
- ・全種類「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の兼用袋とします。
- ・イベント等での景品としての使用は不可とします。
- ・一般廃棄物処理手数料（指定ごみ袋の価格）は、1 リットルあたり 0.7 円で設定します。
（1 枚あたりの額：大袋 31.5 円、中袋 21 円、小袋 14 円、特小袋 7 円、ミニ袋 3.5 円）
- ・指定ごみ袋は、10 枚 1 組で販売することとします。
- ・販売価格はすべての指定ごみ袋取扱所（販売所）で同額とします。
- ・国際情勢等を起因とするコスト上昇が恒常化・長期化する場合は、3 年ごとの制度検証年に関わらず、状況に応じて手数料の見直しを検討することとします。

表-2 指定ごみ袋の種類と手数料の額（販売価格）

種 類	大袋	中袋	小袋	特小袋	ミニ袋
容 量	45 リットル 相当	30 リットル 相当	20 リットル 相当	10 リットル 相当	5 リットル 相当
販 売 価 格 (10 枚入)	315 円	210 円	140 円	70 円	35 円
1 枚あたり	31.5 円	21 円	14 円	7 円	3.5 円
厚さ (mm)	0.035	0.035	0.030	0.030	0.030

(3) 負担軽減措置

家庭ごみ有料化に伴う経済的負担の軽減措置として、要件を満たす対象者に一定枚数の指定ごみ袋を交付します。対象者と交付する袋の種類・枚数は次のとおりです。

表-3 負担軽減措置の対象

申請が必要な対象者 (基準日 毎年 11 月 1 日)

項目	対象者	交付する袋の種類・枚数
紙おむつ ・ ストーマ用 装具 ・ 腹膜透析	3 歳未満の乳幼児を養育する方	1 人につき 3 歳誕生月まで <u>最大 250 枚</u> (小袋 20 リットル)
	・ 配偶者からの暴力を理由に避難している方 ・ 本市住民登録がない方(里帰り等)	
	・ 常時紙おむつを使用している身体障がい児又は知的障がい児を養育する方 (身体障害者手帳 1 級又は 2 級、療育手帳 A1 又は A2 に限る)	<u>1 回限り最大 50 枚 / 人</u> (出生又は転入の届を提出した翌月に交付するごみ袋とは別に交付)
	【長寿福祉課事業】 ・ 「大分市おむつ等介護用品購入費助成事業」による紙おむつ等の購入費の助成を受けている方 ・ 「大分市家族介護用品支給事業」による紙おむつ等の支給を受けている方	1 人につき 年間最大 100 枚 (小袋 20 リットル)
	・ 医師から常時紙おむつを使用する必要があると診断された方(上記事業に該当しない)	
	【障害福祉課事業】 ・ 大分市日常生活用具給付事業のうち排泄管理支援用具(ストーマ用装具、紙おむつ等)の給付を受けている身体障がい者及び知的障がい者の方	
	・ 常時ストーマ用装具を使用する方 (上記事業に該当しない) ・ 常時腹膜透析を実施する方	
生活保護 受給世帯	生活保護法による生活扶助を受けている方	年間最大 60 枚 2 人以下の世帯 小袋 20 リットル 3 人以上の世帯 中袋 30 リットル

- ・ 大分市に居住する対象者で「在宅」に限る
- ・ 市の給付事業等を利用している方など、市で把握できる方については申請不要
- ・ 基準日以降に対象となった場合は、月数で案分した枚数を交付
- ・ ごみ減量の観点から小さいサイズへの変更に限り可能 (希望者)
- ・ 交付方法は、1 年分をまとめて配達 (3 歳未満の乳幼児は出生届提出時に 10 枚を窓口交付。残りの 3 歳誕生月までの分 240 枚をまとめて配達)

(4) 手数料収入と収入の使途について

- ・家庭ごみ有料化による手数料収入は一年間で約 4 億 3 千万円が見込まれます。
- ・家庭ごみ有料化によって得られた収入は、制度の実施に伴う経費のほか、さらなるごみ減量・リサイクル施策の推進に活用するとともに、廃棄物処理施設整備基金へ積み立てます。

※収入の使途は、毎年度ホームページなどを通じて公表します。

① 家庭ごみ有料化制度の実施に伴う事務費

家庭ごみ有料化制度の実施に伴う事務費は、指定ごみ袋作製等業務、指定ごみ袋の保管配送業務、受注収納管理業務、指定ごみ袋取扱所への手数料徴収業務等、それぞれ委託している業務にかかる経費や負担軽減措置に関する経費です。

② ごみ減量・リサイクルの推進に関する経費

本市におけるごみ減量・リサイクルの推進には、分別収集に係る経費やリサイクルプラザの維持管理費も含めた経費がかかります。

家庭ごみ有料化による収入は、このうち、制度導入の際に新たに作られた、または拡充した次の事業に重点的に充てることとします。

(7) ごみステーション設置等補助事業

家庭ごみ有料化制度に伴い新たに実施した事業であり、自治会が管理するごみステーションの整備に係る経費に対し、自治会に補助する制度。

(4) クリーン推進員活動関連事業

クリーン推進員の積極的な活動を支援するため、校区ごとに開催する研修会や意見交換会等を行う際の諸経費等に対し補助するクリーン推進員校区連絡会議運営費補助事業等。

※クリーン推進員

清掃事業の円滑な運営を図るため自治会ごとに 1 名設置。世帯数が多い自治会は、過度な負担が生じないよう 2 名の設置が可能。2 年の任期で、市長からの委嘱により、地域における「ごみの出し方」「不法投棄の防止」「まちの美化対策」の指導などの活動をしている。

(7) ごみ減量・リサイクル啓発事業

ごみ減量・リサイクルを推進するために実施する、地域や老人会等を対象としたごみ分別やリサイクルの説明を行うごみ減量・リサイクル推進懇談会、子どもたちを対象としたパッカー車を使った体験環境学習のほか、広報紙やイベントにおける啓発、ごみステーションにおける啓発看板の作製等。

(1) 生ごみ減量化促進事業

家庭から排出される燃やせるごみの多くを占める生ごみの減量化を促進するための各事業。生ごみを堆肥化するコンポスト容器等の貸与事業、容器を上手に使うための生ごみ処理容器普及講習会、生ごみ処理機器購入等に対する補助事業、生ごみに多

く含まれる食品ロスや水分の削減を目的とした3きり運動(使いきり・食べきり・水きり)の周知啓発事業等。

(オ) 有価物集団回収運動促進事業

地域におけるごみ分別・資源化の推進や地域コミュニティ活性化に寄与する有価物集団回収運動登録団体の活動実績に応じて報償金を交付する事業。

(カ) 高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業

家庭ごみを所定のごみステーションまで搬出することが困難な高齢者、障がい者等の世帯を対象に、自宅の玄関先などで直接収集する事業。

③ 廃棄物処理施設整備基金への積み立て

平成26年3月に、ごみ処理施設の整備に要する経費に充てるための「大分市廃棄物処理施設整備基金」を設置しています。基金として手数料収入の一部を積み立てることにより、持続あるごみ減量・リサイクル施策の展開及び将来にわたる廃棄物の安定的な処理を確保することとします。

(5) 不法投棄対策、不適正排出対策、野外焼却対策について

家庭ごみ有料化の実施による、新たな「不法投棄」、「不適正排出（ルール違反）」、「野外焼却」が生じないよう啓発活動等の充実を図ります。

【参考資料】過去の家庭ごみ有料化制度見直しについて

(1) ボランティアごみに対する支援

平成 30 年度から個人、団体に支給するごみ袋の種類を追加し、「ごみ拾いパートナー制度登録者」に交付するごみ袋の枚数を増加しました。

(2) 指定ごみ袋の仕様

平成 28 年度 11 月から指定ごみ袋の厚さをそれぞれ 0.005 ミリメートル厚くしました。

(3) 負担軽減措置

平成 28 年 6 月から出生届出時の一部（10 枚）窓口交付を開始し、平成 29 年 2 月から小さいサイズの袋への変更を可能としました。また、平成 30 年 4 月からは乳幼児の対象年齢の変更と交付枚数の増加を行いました。

(4) 手数料収入の用途

①大分市ごみステーション設置等補助金交付事業

平成 27 年度および平成 30 年度に設置及び改修等にかかる補助率と補助限度額を増やし、対象ステーション数を拡大しました。また、平成 27 年 4 月から被せネットまたはシートの現物支給を開始しました。

②クリーン推進員活動関連事業

平成 27 年度から校区連絡会議運営費補助金を 500 円増額しました。

③生ごみ減量化促進事業

平成 28 年度から「生ごみ処理容器普及講習会」の開催を始め、平成 30 年度から生ごみ処理機器購入等補助の対象にディスポーザーを追加しました。また、令和 3 年度からは電動式と非電動式の生ごみ処理機の購入補助額を購入金額の 2 分の 1 から 3 分の 2 へ引き上げました。

④有価物集団回収運動促進事業

平成 29 年度から対象品目にスチール缶とアルミ缶を追加しました。また、令和 3 年度からはびん類も対象品目に追加し、令和 6 年度には、回収品目の報償金額の変更を行いました。

⑤高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業

令和 4 年 4 月 1 日より新たな事業として開始しました。

【参考資料】令和８年度 市民意見聴取結果（抜粋）

家庭ごみ有料化制度検証の基礎資料として、令和８年度時点の家庭ごみ有料化制度について、以下①～③の市民意見聴取（アンケート）を実施しました。

- | | | |
|--------|--------------------|-------------|
| ①無作為抽出 | 期間：令和８年４月３日～４月３０日 | 回答件数：１,５６６件 |
| ②自治会長 | 期間：令和８年４月１３日～５月１１日 | 回答件数：５５７件 |
| ③一般公募 | 期間：令和８年４月３日～４月３０日 | 回答件数：６１８件 |

●市民意見聴取結果（抜粋）

設問と回答	① 無作為抽出	② 自治会長	③ 一般公募
設問：家庭ごみ有料化制度の必要性について 回答：必要だと思う	59.3%	72.9%	59.4%
設問：家庭ごみ有料化制度の必要性について 回答：必要だと思う ＋ やむを得ない	93.5%	94.4%	92.4%
設問：指定ごみ袋の金額（値段）について 回答：ちょうどよいと思う	54.7%	67.0%	50.6%
設問：指定ごみ袋の種類（大きさ）について 回答：今のままでよい	88.4%	87.1%	87.1%
設問：負担軽減措置の対象者について 回答：今のままでよい	81.2%	83.5%	82.7%

【参考資料】手数料収入及び収入の使途の推移

家庭ごみ有料化によって得られた収入（一般廃棄物処理手数料）は、家庭ごみ有料化制度実施に伴う事務費のほか、ごみ減量・リサイクル推進事業に活用するとともに、廃棄物処理施設整備基金に積み立えています。

手数料収入及び収入の使途の推移は以下のとおりです。

●手数料収入及び収入の使途の推移（平成 27 年度～令和 6 年度）

（単位：万円）

		H27	H30	R2	R3	R4	R5	R6
家庭ごみ有料化に伴う手数料収入 （一般廃棄物処理手数料）		45,555	44,441	45,888	45,914	45,828	44,238	43,138
収入 の 使 途	①家庭ごみ有料化制度実施に伴う事務費 （指定ごみ袋の作製業務委託、保管・配送業務委託、受注・収納管理業務委託、手数料徴収業務委託 等）	31,013 68.1%	31,685 71.3%	26,631 58.0%	26,491 57.7%	28,639 62.5%	31,777 71.8%	29,944 69.4%
	（うち、指定ごみ袋作製費）	(22,552) (49.5%)	(21,514) (48.4%)	(16,983) (37.0%)	(16,714) (36.4%)	(18,896) (41.2%)	(22,121) (50.0%)	(20,645) (47.9%)
	②ごみ減量・リサイクル推進経費	7,242 15.9%	6,349 14.3%	11,453 25.0%	9,721 21.2%	8,575 18.7%	6,245 14.1%	6,544 15.2%
	（うち、ごみステーション設置等補助事業）	(1,222) (2.7%)	(1,136) (2.6%)	(755) (1.6%)	(783) (1.7%)	(502) (1.1%)	(603) (1.4%)	(596) (1.4%)
	（うち、クリーン推進員活動関連事業）	(977) (2.1%)	(935) (2.1%)	(927) (2.0%)	(876) (1.9%)	(885) (1.9%)	(881) (2.0%)	(881) (2.0%)
	（うち、生ごみ減量化促進事業）	(983) (2.2%)	(1,398) (3.1%)	(1,301) (2.8%)	(1,347) (2.9%)	(1,123) (2.5%)	(984) (2.2%)	(1,047) (2.4%)
	（うち、有価物集団回収運動促進事業）	(2,918) (6.4%)	(2,516) (5.7%)	(1,859) (4.1%)	(1,791) (3.9%)	(1,671) (3.6%)	(1,453) (3.3%)	(1,355) (3.1%)
	③廃棄物処理施設整備基金へ積み立て	7,300 16.0%	6,407 14.4%	7,804 17.0%	9,702 21.1%	8,614 18.8%	6,216 14.1%	6,650 15.4%

※各項目の％は、手数料収入総額（＝収入の使途総額）に占める割合